

高速しまね



島根県交通安全
シンボルマーク

島根県高速道路交通安全協議会 事務局（一財）島根県交通安全協会

発行／松江市打出町 250 番地 1 島根県運転免許センター内 TEL 0852-36-6338 FAX 0852-36-6362 ホームページ <http://www.shimane-ankyo.or.jp/>

広げよう 事故ゼロしまねの 思いやり

夏の交通事故防止運動 期間 7/1～7/21

運動の重点

- 1 子供と高齢者の交通事故防止
- 2 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 過労・脇見運転の防止

【目的地・方向を間違えないで！】



就任あいさつ



高速道路交通警察隊長

毛利 美樹

春の定期人事異動により、高速道路交通警察隊長を命じられました毛利でございます。

高速道路交通安全協議会の皆様には、平素から高速道路における交通安全活動にご尽力を賜るとともに、当隊の活動はもとより警察業務各般にわたり深いご理解と心強いご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内の高速道路の情勢であります。昨年十二月に浜田三隅道路が石見・三隅インターチェンジまで延伸し、当隊管轄の高速道路は総延長約一九七キロになりました。今後更なる延伸が予定されているところです。

高速道路の延伸に伴う利便性の向上とともに、交通量も増加しており、これと比例するように交通事故の発生件数も増加し、更に逆走事案や歩行者・自転車等の高速道路への立入り件数も増加傾向にあり、予断を許さない状況にあります。

また暫定二車線区間（片側一車線区間）が約八割をしめる当県にあっては、過去対向車線へのはみ出しによる重大事故が発生しており、対策が喫緊の課題となっておりますが、本年四月二十八日から浜田道と江津道路の一部に試行的にワイヤロープが設置され、その効果が期待されるところです。

このような情勢の中、高速道路交通警察隊におきましては、安全・安心な高速道路の実現に向けて、事故に直結する携帯、スマホの使用違反や重大な結果に結びつく速度違反等の取り締まりを推進するとともに、事故発生時の被害軽減に結びつく全席シートベルト装着の啓発や取締り、道路管理者と連携した交通環境の整備を中心に交通事故抑止対策を推進してまいることとしておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

終わりに、本協議会の皆様のご健勝とご発展を祈念いたしまして就任の挨拶とさせていただきます。

夜の高速道路は車間距離を十分にとりましょう

ライトの照射距離は図2・3のとおりです。

一般道路にも云えることですが、車間距離は十分にとり速度も控えめに運転することが安全運転の秘訣です。

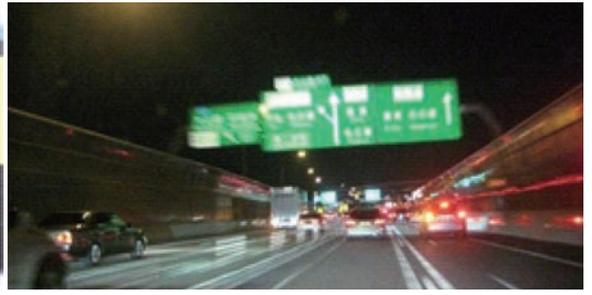
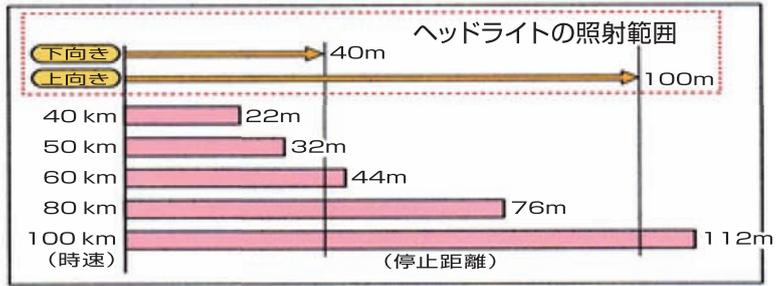


図2 ヘッドライトの照射範囲



図3 ヘッドライトの照射範囲と車の停止距離※



※乾燥した舗装路面走行時の目安の停止距離です。

起きたら大変・2つの現象

スタンディング・ウェーブ現象

～高速走行時に要注意～

高速走行時にタイヤが高速回転によってタイヤの一部にふくらみが現れ、それが波を打ったようになることです。

この現象が発生すると、タイヤが高熱を帯びトレッドゴムがちぎれて飛び散りパンクしてしまいます。

スタンディング・ウェーブ現象は、タイヤの空気圧が低いほど発生しやすいので、高速走行する時はタイヤの空気圧を少し高めにするのが大切です。



ハイドロ・プレーニング現象

～高速走行の降雨時に要注意～

水の層(約10ミリ)の上を高速で走るタイヤが、水上スキーのように浮かび上がってしまう現象です。この状態になると、ハンドルもブレーキもまったくきかなくなります。

実験によると、時速90キロメートルぐらいで発生しますが、タイヤが摩耗しているともっと遅い速度であっても発生します。

降雨時の高速道路では速度を落として走行しましょう。



高速道路安全運転5原則

安全速度を守る



割り込みをしない



路肩走行をしない



脇見運転をしない



十分な車間距離をとる



～「ム」チャするな 「ジ」カンにゆとり 「コ」コロのよゆう～

道路交通法の一部改正

平成 29 年 3 月 12 日施行

1 高齢運転者対策の推進

●臨時認知機能検査・臨時高齢者講習

・臨時認知機能検査

75 歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をしたときは、**新設された「臨時認知機能検査」**を受けなければなりません。

・臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、**新設された「臨時高齢者講習」**（個別指導と実車指導）を受けなければなりません。

●臨時適性検査制度の見直し

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、**臨時適性検査（医師の診断）**を受け、又は、**命令に従い主治医等の診断書を提出**しなければなりません。

●高齢者講習の合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける講習の内容等が変わります。高齢者講習は、75 歳未満の方や、認知機能検査で**認知機能の低下のおそれがないと判定された方**に対しては**2 時間に合理化（短縮）**されます。その他の方に対しては、**個別指導を含む 3 時間の講習**となります。



2 準中型免許の新設

●準中型免許の新設

準中型免許では、**車両総重量 7.5 トン未満（最大積載量 4.5 トン未満）**の自動車を運転できます（普通自動車も運転できます）。普通免許で運転できる自動車は車両総重量 3.5 トン未満（最大積載量 2 トン未満）となります。

車両総重量	3.5 トン		7.5 トン		11 トン
最大積載量	2 トン		4.5 トン		6.5 トン

普通自動車 普通免許 18 歳以上	準中型自動車 準中型免許 18 歳以上	中型自動車 中型免許 20 歳以上 普通免許等保有 2 年	大型自動車 大型免許 21 歳以上 普通免許等保有 3 年
--------------------------------	----------------------------------	--	--

●準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、**18 歳から普通免許なしでも取得**できます。教習では、最短 17 日で取得可能です。

●準中型免許に係る初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには**1 年間初心者マーク**を付けなければなりません。

●すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量 5 トン未満の自動車を運転することができます。さらに**限定解除審査に合格**すれば車両総重量 5 トン以上 7.5 トン未満の自動車の運転も可能となります。

～抱っこより 深い愛情 チャイルドシート～

交通安全活動は 人命を守る最高のボランティアです

交通安全協会は交通事故のない安全で安心して住める地域社会の実現を目指して
いろいろな交通安全活動を行っています。

各種交通安全活動

広報・啓発

- 看板・ポスター、チラシ等の提出・配布
- テレビ、ラジオによる広報等

交通安全教育

- 高齢者、児童・生徒等に対する交通安全出前教室
- 法令講習会の開催等

各種大会等の開催

- 交通安全自転車大会の開催
- 二輪車安全運転大会の開催
- 交通安全ポスター・作文コンクールの開催

交通安全表彰

- 交通安全活動功労者・優良運転者等の表彰

その他

- 交通安全ボランティア団体への支援
- 新入学（園）児への「交通安全グッズ」の贈呈等



二輪車安全運転大会



ドライビングスクール



街頭での安全広報



交通安全教室

県高速安協事務局

松江市打出町250番地1
島根県運転免許センター内
TEL (0855) 36-6338
FAX (0855) 36-6362

会員の皆様に気軽に読んでいただける親しみやすい会報にするため、身近な情報の提供をお待ちしております。

※詳細は島根県交通安全協会ホームページをご覧ください。

- 一秒のミス 心のミス (19分)
- 電話 (0852) 36-6338
- ドライブレコーダーから学ぶ
事故防止のポイント (18分)
- こころが大切 安全運転
〜交通事故ゼロへの願い〜 (25分)
- 許すな！飲酒運転
〜プロに学ぶ安全運転〜 (19分)
- ドライブレコーダーの証言
〜危険予測を学ぶ〜 (23分)
- もっと減らせる！交通事故
〜プロに学ぶ安全運転〜 (23分)
- 夜間・雨時に潜む危険 (21分)
〜その特性と安全運転のポイント〜
- 見落とすな！路上の危険・心の危険 (25分)

島根県交通安全協会では、皆さんに交通事故防止の講習会等で活用していただく貸出し用のDVD・ビデオを備えています。

事務局から